

長野県防除実施基準（改正案）

1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林

松くい虫の駆除及びまん延の防止のため、森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準（平成15年9月26日付け公表）に定める特別防除（森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。）を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林を別表のとおりとする。

なお、当該森林については、被害状況の変化や地域の実情等により必要があった場合には適宜見直すこととする。

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たって、実施主体は、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めることとする。

また、地域住民や関係者等に対し、特別防除の必要性、使用薬剤や散布方法等の内容、実施に伴い発生する恐れのある問題点及びそのための対策等について周知を図り、理解と協力を得るよう努めることとする。

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する国内希少野生動植物種又は長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）に規定する指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物、文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定により指定された天然記念物等の貴重な野生動植物の生息地又は生育地については十分実態を把握し、これらの野生動植物に悪影響を及ぼさないよう、十分な距離をとる等適切な対策を行うこと。

(2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）又は長野県自然環境保全条例（長野県昭和50年条例第45号）の規定により指定された野生動植物保護地区及び自然公園法（昭和32年法律第161号）又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）により指定された特別保護地区であって、特別防除により自然環境の保全に支障を及ぼす恐れのある地区については、そこに生息又は生育する貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう、十分な距離をとる等適切な対策を行うこと。

(3) 病院、学校、水源等の周辺については、薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な距離を確保する等適切な対策を行うこと。

(4) 住宅、宿泊所その他の家屋、水道、井戸その他の給水施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所、鉄道、道路その他の交通施設等の周辺については、地域住民からの要望及び居住者又は管理者の意向を十分に確認の上、散布区域以外に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に注意し、十分な距離の確保、適切な散布方法の選択、施設等の被覆等の対策を行うこと。

なお、公園、レクリエーション施設、鉄道、道路等不特定多数の利用が想定される施設の周辺については、利用時間帯の回避、交通規制、利用規制等、必要に応じ対策を行うこと。

(5) 特別防除の実施時期は山菜シーズンに当たり、入山者も見込まれることから、散布区域への進入道路には標識等を設置するとともに、広報紙等により事前にその旨を住民等へ周知すること。

3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施にあたって、実施主体は、地域の住民からの要望を確認の上、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないよう、風向、風速等に注意し、対象物等から十分な距離を確保する等適切な措置を講ずることとする。

また、地域住民や関係者等に対し、特別防除の必要性、使用薬剤や散布方法等の実施内容、実施に伴い発生する恐れのある問題点及びそのための対策等について周知を図り、理解と協力を得るよう努めることとする。

(1) 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害であることから、桑園周辺での散布に当たっては十分に距離をとること。また、蚕室への薬剤の飛散・流入を防ぐため、必要に応じ被覆などの必要な措置を講ずること。

また、桑園への薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、付着の恐れがあると認められたときには、当該桑園の桑葉の供与は行わず、特別防除を実施していない地域の桑葉によって不足分を補う等の対策を行うこと。

(2) 養蜂関係

特別防除の実施時期と蜜源となるトチノキ、ハリエンジュ等の開花が重なる場合があることから、事前に養蜂業者に十分周知を図り危被害の未然防止に努めること。

養蜂に関する年次計画は、養蜂業者から毎年1月31日までに知事あてに届出、転飼等が行われる2カ月前までに長野県養蜂協会長（県外業者については知事）あてに申請がされることから、事前に関係機関から情報を収集すること。

また、自家用として採蜜を行っている小規模業者等については、市町村の広報紙等により周知を図る等、漏れのないようにすること。

なお、ミツバチの経済的行動範囲を勘案し、必要な場合には、巣箱の一時移動、被覆、冷却等の措置をとること。

(3) 畜産関係

畜舎、鶏舎、飼料作物、放牧地等に薬剤が飛散しないことはもとより、航空機の騒音による被害が発生しないよう必要な措置をとること。

また、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導すること。

特に鶏は、ヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分打ち合せをすること。

(4) その他農作物関係

穀たばこ、茶、その他農作物の栽培地については、薬剤の付着による影響、食品衛生法に基づく残留基準等がそれぞれに異なることから、作物の分布を把握の上必要な対策を行うこと。

特に、有機農産物の圃場については、関係機関等を通じてあらかじめ把握し、必要な措置を講じること。

(5) 漁業関係

養殖施設等の被覆及び魚類の放流時期の調整等により被害防止を行うこと。

なお、山間地の養魚場等の分布についても把握し、必要な措置を講じること。

4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

- (1) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会及び地区説明会の開催等により地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めることとする。
- (2) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、次に例示する事項を参考に、より詳しい情報が的確に地域の住民等に伝達され、理解が深まるよう努めることとし、特に、住民等がとるべき安全確保のための措置等については、より詳細かつ丁寧に伝達するように心がけるとともに、これらを着実に住民や関係事業者等に伝達するための方策について、全戸配布など、より確実に伝達できる方策を工夫することとする。

○ 周辺住民へ情報提供する内容（例示）

- ア 特別防除実施の必要性及び効果等の説明
- イ これまでの実施状況及び実施結果の概要
- ウ 今回の特別防除実施計画の詳細
- エ 特別防除実施による影響の可能性と周辺住民等がとるべき対応内容
- オ 安全確保対策・安全確認調査の概要
- カ 事前・事後の相談窓口及び万一の場合の連絡先及び対応体制等

- (3) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、次に例示する事項を参考に、必要な情報について、地域住民から情報の提供を依頼するとともに、いつでも質問や相談ができる相談窓口を設置し周知したり、ホームページなどにおいても、簡単に意見や質問ができる環境を作るなど、情報収集をしやすい方策をとり、散布区域周辺において、特別防除により影響を受ける可能性のある化学物質に感受性の高い人や過去の特別防除において健康への影響を自覚した人など（以下「影響を受けうる人」という）の有無や、これまでの健康への影響の自覚の状況などについて、情報提供を依頼し、できる限り必要な情報を把握するものとする。

なお、これらの情報が提供された時、必要と判断する場合には、個別に詳細な状況の確認・調査等を行うこととする。

○ 周辺住民から情報提供を依頼する内容（例示）

- ア これまでの特別防除によると思われる健康への影響の自覚の有無
- イ 化学物質に感受性の高い体質の人の有無
- ウ 特別防除実施による影響の可能性に対する認識とこれまでの対応状況
- エ 特別防除に対する疑問・意見

- (4) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、地域住民等との情報交換等により得られた情報や意見等を基に、特別防除の実施を計画しようとしている地域について、特別防除による健康への影響の可能性などについての十分な情報を把握し検討を行って、地区防除対策協議会における協議等を経て、特別防除の実施の可否を判断することとする。

特に、これまでに実施した特別防除による周辺の住民の健康への影響の有無、化学物質に感受性の高い体質の住民等の有無、これまでの健康への影響の訴えの状況、また、それらの方と特別防除実施区域との距離関係などについて把握し、特別防除による影響を受ける人に対して影響を及ぼす可能性等高いと考えられる曝露（以下「影響しうる曝露」という）の有無や、その低減・回避の可能性などを評価して、次の考え方を参考に、特別防除の実施の可否について、適切な判断を行うこととする。

- ア 周辺住民からの情報収集の結果等により、特別防除実施予定区域の周辺地域において、影響を受けうる人が確認された場合には、これまでの実施状況等を踏まえ、特別防除がそれらの者に対して影響を及ぼす可能性や、影響しうる曝露の低減や回避の対応策などの実施の可能性とその

有効性などを総合的に評価する。

イ その結果、影響しうる曝露を低減又は回避する必要があると認められるものの、影響しうる曝露の低減や回避のための対応方策の実施が極めて困難であり、医療機関受診や入院などが必要となるような明確な健康への影響の発生が想定されるなどの場合には、地区防除対策協議会に諮った上で、特別防除を実施しない判断をする。

ウ 一方、重要な松林を守るために、他に代替えできる予防方策がなく、必要最小限の空中散布の実施が必要不可欠と判断される場合であって、上記以外で、散布区域周辺に影響を受けうる人がいないとき、影響を受ける人がいるものの、影響しうる曝露がないと認められるとき、あるいは影響しうる曝露の低減又は回避が必要と認められ、それを行うことで影響を受けうる人への影響の発生を予防できると判断されるときは、地区防除対策協議会に諮った上で、できる限り安全性に配慮した方法により、特別防除を実施できるものとする。

-5-

(5) -(2) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、薬剤による防除のみに頼ることなく、特別防除を地域における総合防除の一手法として位置づけることとし、松くい虫被害に起因する生態系、景観、防災、地域の産業等に対する影響と、薬剤に起因する生態系、人の健康等に対する影響のそれぞれを踏まえた上で、影響軽減対策も含めて計画することとする。

特に、周辺の人の生活圏への農薬の飛散防止に効果があると判断され、かつ、散布区域に必要な機械等を搬入する車両が入ることが可能な道路がある場合など実施が可能なときは、当該道路から20m以内について地上散布や、同150m以内について無人ヘリコプター散布などをできる限り積極的に活用することとする。

(3) 特別防除を実施するに当たっては、松くい虫被害とその対策、特別防除の必要性、環境への影響とそのための対策等について地域住民等関係者に説明し、理解を深めるよう努めることとする。

(6) -(4) 薬剤の散布に当たって、実施主体は、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めることとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留農薬基準等に配慮することとする。

ア 薬剤の散布に当たっては、散布を行う区域の境界及び散布してはいけない区域、散布に注意を要する箇所、航空機の飛行の障害物等の位置を明示した地図を作成することとし、区域及び障害物を示す標識等を設置するとともに、地上及び空中からその位置及び標識の設置状況を十分に確認してから散布すること。

イ 風向、風速等に十分注意し、散布区域外に散布することがないよう注意するとともに、強風等の場合は、直ちに散布を中止することとし、特別防除の実施に際しては、風速については、3m/s以下の状況で実施するとともに、風向きについては、集落方向等への風向きが卓越している場合には、特に飛散防止に配慮するとともに、雨等の影響による、特別防除実施の安全性、薬剤の流出による危険性、特別防除の効果などについて、十分な検討を行って、これらの気象条件を踏まえ、必要な場合は、特別防除を実施しないこと。

ウ 降雨及び霧等で標識の確認が困難になるおそれのある場合には散布を行わないこと。

エ 薬剤散布の実施区域から人家などの人の生活圏までの距離については、特別防除においては200m以上、無人ヘリコプターによる散布においては30m以上離すことを基本とし、地域の実情に応じて必要な距離をとること。

オ 特別防除を実施する時間帯については、人の生活圏に近い場合などでは、気温が上昇する前、かつ、人の活動が始まる前の午前5時～7時の間に実施できるよう努める。

カ 特別防除に使用する薬剤については、特別防除実施の状況や薬剤ごとの効果等を検討して、地域に適した薬剤の使用を選択することとし、特に、周辺住民等の健康への影響の可能性等を勘案し、より安全性への配慮が必要とされると判断される場合は、一般的に毒性が高いと言われている有機リン系の薬剤以外を選択することを検討する。

キ 特別防除の実施に際しては、散布区域周辺住民に影響を受けうる人が確認できない場合などを除き、必要な場合には、次を標準として、安全確認調査を実施するとともに、調査実施にあたっては、より検出限界の低い測定を行うよう努める。

○ 気中濃度調査

散布区域から1km以内に集落等がある場合、最寄りの集落等において実施するとともに、散布時に卓越する風向きがあると見込まれる場合であって、散布区域から風下方向1km以内に集落等があると想定される場合は、その集落等においても実施する。

○ 水質調査

散布区域から1km以内に上水道等の水源となる河川がある場合、散布区域の下流直近の河川での水質調査を実施する。

(7) （5）特別防除の実施に当たって、実施主体は、人によって薬剤による影響が異なることに配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一、健康への影響と思われる症状等が起こった場合について、緊急に対応できる医療機関を明らかにして予め住民等に詳しく伝達できるよう、医療機関等との十分な連携による万一对応に備えた緊急医療体制を構築依頼することとする。

また、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡し的確に対応することとする。

さらに、関係機関等の連携のもと、事前・事後に保健師等に相談ができ、必要な場合は医師の指導・対応等も受けられる体制を構築し、状況に応じた的確な指導ができるよう努めることとし、談者等の状況に応じて、例えば特に子供たちなどの健康への影響を心配する者等に対しては、健康への影響が予防できうる措置、例えば室内に滞在して外に出ないことや、特に必要な場合には避難等も選択肢の一つとして検討するなど、ケースバイケースに応じた、きめ細やかな相談・アドバイスや対応等が行える体制を構築することとする。

(8) 特別防除の実施後において、実施主体は、周辺住民等への事前の情報提供・意見交換等の実施状況、散布の実施実績状況、安全確認調査の実施状況及び結果、住民等からの問い合わせ等への対応実績などの実施結果について、ホームページ等を活用するなどにより、できる限り情報提供を行うよう努めることとする。

(9) （6）特別防除の実施に際して、実施主体は、より農業、漁業及びその他の事業に被害が発生し、又は、周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、地域住民等関係者への原因及び対応策の説明など適切な事後措置を講ずることとする。

(10) （7）薬剤による防除の実施主体は、「特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林」以外で、薬剤による防除が必要なものについては、地域の状況等を勘案のうえ、適切な防除法を選択し、適切に実施することとする。

(11) （8）薬剤による防除の実施主体は、薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図ることとする。